

介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

最終改正：平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 108 号

（研修の課程）

第 22 条の 23 令第 3 条第 1 項各号に掲げる研修（以下この条から第 22 条の 29 までにおいて「研修」という。）の課程は、介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程（以下「一級課程」という。）訪問介護に関する二級課程（以下「二級課程」という。）及び訪問介護に関する三級課程（以下「三級課程」という。）とする。

2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上のものとする。